

障がいのある人の 日常生活を応援します



市では、障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、さまざまな生活支援を行っています。医療費助成や各種サービス、各種手当の受給や利用を希望する人は、事前に相談ください。

【問】 障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」)

TEL92-4919 FAX92-5544

医療費の一部を助成します (自立支援医療費制度)

○精神通院医療費

対象 精神障がいのある人

内容 通院治療費の一部

○更生医療費

対象 身体障害者手帳を持っている18歳以上で、手術等により確実な治療効果が期待できる人

内容 手術費・通院治療費の一部

○育成医療費

対象 18歳未満で、そのまま放置すると将来身体に障がいが残ると認められる人

内容 手術費・通院治療費の一部

※申請窓口は障がい福祉課のみ。

申請窓口

- ・障がい福祉課(総和福祉センター「健康の駅」)
- ・総和庁舎市民総合窓口課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

主な障がい福祉サービス

○補装具の製作費・修理費の助成

対象 身体障害者手帳所持者、難病患者等

内容 盲人用安全杖、義肢、車椅子、補聴器など

費用 原則1割負担

(所得により負担上限額あり)

○日常生活用具の購入費の助成

対象 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、難病患者等

内容 入浴補助用具、拡大読書器、特殊寝台、情報受信装置、ストマ用装具など

費用 原則1割負担

(所得により負担上限額あり)

○手話通訳者等の派遣

対象 聴覚障害や音声言語機能に障がいのある人

内容 病院や学校、各種相談に行くときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣

費用 無料

○その他のサービス等

- ・重度障害者(児)住宅リフォーム助成制度
- ・自動車運転免許取得および自動車改造費用の補助
- ・通院等タクシー利用料金の助成
- ・有料道路通行料金割り引き
- ・NHK放送受信料の減免
- ・身障者等用駐車場利用証の交付

各種手当を支給します

○特別障害者手当

対象 最重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の20歳以上(世帯の所得制限あり)

支給額(月額) 2万6,810円

○障害児福祉手当

対象 重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満(世帯の所得制限あり)

支給額(月額) 1万4,580円

○特別児童扶養手当

対象 身体障害者手帳のおおむね1級～3級、または療育手帳A・A・B程度の障がいのある児童(20歳未満)を養育している人(世帯の所得制限あり)

支給額(月額) 1級：5万1,450円

2級：3万4,270円

○在宅心身障害児福祉手当

対象 身体障害者手帳のおおむね1～3級、または療育手帳A・A・B程度の障がいの児童(20歳未満)を養育している人

支給額(月額) 3,000円

※障害児福祉手当との併給はできません。

相談窓口へ気軽に相談ください

障がいのある人やその家族等を対象に、日常生活上の不安や悩み、福祉サービスの案内など、生活全般について専門知識を持った職員が相談に応じます(無料)。



相談支援センター等		所在地	連絡先	利用時間
①	青嵐荘つくし園相談支援事業所	上大野2290-1	TEL23-1161 FAX23-1162	年中無休 午前8時30分～午後5時30分 ※夜間・休日の緊急時は電話対応。
②	あじさい学園相談支援事業所	鴻巣1111	TEL48-0431 FAX48-0433	月曜日～金曜日 午前8時～午後5時
③	まくらがの里どんぐり	上大野1943-11	TEL97-1123 FAX98-0220	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
④	ライフサポートセンターネーブル	下大野736-8	TEL91-0150 FAX91-0152	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
⑤	地域活動支援センター煌 ※精神障がいのある人のみ。	坂東市沓掛 411-1	TEL0297-30-3071 FAX0297-30-3072	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時
②③④の休館日：土曜日・日曜日・祝日、12/29～1/3				
⑤の休館日：日曜日・祝日、12/30～1/3				

障がいのある人を虐待から守りましょう

虐待に気付いた人は、市に通報する義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待された人や虐待している家族などが抱える問題の解決につながります。

古河市障害者虐待防止センター

TEL0120-063801
(24時間365日対応)